②㋐　単体有資格業者の配置予定技術者にあっては、平成15年４月１日から技術資料の提出期限日までに、上記⑸①、④に掲げる工事の経験を有する者であること。

㋑　経常ＪＶの配置予定技術者にあっては、構成員の１社以上が、平成15年４月１日から技術資料の提出期限日までに、上記⑸①、④に掲げる工事の経験を有する者であること。

㋒　特定ＪＶの代表者の配置予定技術者にあっては、平成15年４月１日から技術資料の提出期限日までに、上記⑸①に掲げる工事の経験を有する者であること。

㋓　特定ＪＶの代表者、又は代表者以外の構成員のいずれかの配置予定技術者にあっては、平成15年４月１日から技術資料の提出期限日までに、上記⑸④に掲げる工事の経験を有する者であること。

㋔　上記㋐～㋓の施工実績について、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

㋕　当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省が発注した工事（いずれも港湾空港関連を除く）に係る経験である場合において、工事成績評定点の合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

㋖　配置予定技術者が、評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる（詳細は入札説明書による）。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者及び監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする（詳細は入札説明書による）。

⑤　「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」又は「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

⑺　各構成員において、沖縄総合事務局開発建設部が発注した工事（港湾空港関係を除く）で当該工種における過去２年度の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。

⑻　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者（出向元及び派遣元含む）と資本若しくは人事面（出向及び派遣元含む）において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照）。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。

⑾　指定した課題に対する技術提案が適切であること。

なお、技術提案が適切と認められない場合、標準案に基づいて施工する意志がある場合は、技術提案にその旨を記入すること。

⑿　技術提案の内容について、配置予定技術者へのヒアリングを行うが、申請した配置予定技術者がヒアリングに出席できない場合は競争参加資格を認めない。

⒀　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒁　競争参加資格確認のため、添付を義務付けた資料の添付がない場合、あるいは記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認ができないものとして不合格とする。また、参考見積書が提出されなかった場合も不合格とする。

３　総合評価に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

①　提出された申請書等により、下記１）に示す一次審査を実施し審査評価点合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む）以外の競争参加者による入札を無効とする。また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、沖縄総合事務局開発建設部入札契約手続運営委員会における審査の結果、上記２⑷の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、上位15者（ただし、15者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む）に追加する。

②　一次審査評価点合計上位15者（ただし、15者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む）及び上記３⑴①により追加された者によって提出された技術提案書により、下記２）に示す二次審査を実施する。

③　当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。

④　下記⑵㋑の技術提案により最大60点の加算点を与える。

⑤　下記⑵㋐の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。

⑥　標準点、施工体制評価点及び二次審査の結果により付与された加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

１）一次審査　以下の項目㋐から㋑における審査評価点合計の上位15者（ただし、15者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む）以外の競争参加者による入札を無効とする。また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、沖縄総合事務局開発建設部入札契約手続運営委員会における審査の結果、上記２⑸の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、上位15者（ただし、15者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む）に追加する。

㋐　企業の能力に関する事項

㋑　技術者の能力に関する事項

※最大25点の審査評価点とする。

２）二次審査　技術提案書を提出した者を対象に実施する。ただし、上位15者（ただし、15者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む）及び上記３⑴①により追加された者以外の競争参加資格者による技術提案については評価を行わない。

⑵　施工体制評価点及び加算点評価項目と審査項目　評価及び審査項目以下に示す項目を評価又は審査項目とする。

㋐　施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

㋑　性能等の評価に関する事項

ⅰ）　工事目的物の性能、機能に関する技術提案

・「覆工コンクリートの耐久性向上」について

ⅱ）　社会的要請への対応に関する技術提案

・「モノレール橋脚との近接施工に関する施工上の工夫及び施工管理・計測管理で配慮すべき技術的留意点」について

※㋐の項目で最大30点、㋑の項目で最大60点の加算点とする。

⑶　入札の評価に関する基準　総合評価に関する評価項目は、次のとおりとするが詳細については、入札説明書による。

なお、過度なコスト負担を要する提案（オーバースペック）の場合は認めない。

・技術提案

・施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）